

財産処分に係る留意事項について

福島県企業立地課

補助事業で取得した財産について、その耐用年数中(※1)は、県の承認を受けずに財産の処分を行うことが禁止されています。

ただし、耐用年数中であっても、事前に県の承認を受けて、補助金相当額(※2)を返還すれば、自由に使用等ができます。

※1 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和43年3月31日大蔵省令第15号)に定める償却期間

※2 処分時点の残存簿価相当額又は売却額のいずれか高い方に補助率を乗じた額

なお、県への報告のみで補助金残存分の返還を求めない場合もありますので、財産処分を行う場合は、必ず県に事前相談をお願いします。

【相談先】

福島県企業立地課 電話番号:024-521-8523

主な財産の処分について

- 『転用』 (指定申請時に目的としていた事業以外の事業の用に供する等)
- 『譲渡』 (不要となった設備を他者に譲る(有償・無償問わない)等)
- 『廃棄』 (不要となった設備を廃棄する等)
- 『移設』 (設備を補助事業実施場所以外の場所に移設する等)
- 『改造』 (設備を改造する等)
- 『増築』 (建屋を増築する等)
- 『貸与』 (協力会社へ貸与する等)
- 『担保』 (抵当権を設定する等)



担保権の設定について

担保権の設定は、次のいずれかに該当する場合に限り、担保権実行により収入があった場合に県に対して納付する旨の条件を付して承認することとします。

なお、根抵当権の設定は認められません。

- (1) 補助対象財産を取得する際に、当該補助対象財産を取得するために行われるもの
- (2) 補助事業者の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの